

公募

無償資金協力業務実施要綱(平成16年4月1日規程(無)第8号)に基づき下記のとおり公募します。

2025 年 4 月25 日

独立行政法人国際協力機構
資金協力業務部 部長 山村直史

記

1. 公募件名:大洋州地域「主要経済インフラ緊急復旧計画(包括方式)」に係る調査(QCBS-ランプサム型、ファスト・トラック制度適用)
2. 競争に付する事項:企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格:企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項:無償資金協力事業に関する標準書式、「コンサルタント契約書」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出:企画競争説明書第1章5. 及び
6. のとおり
6. その他:企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：バヌアツ国向け「地震の影響を受けた主要経済インフラの緊急復旧計画（仮称）（包括方式）」に係る調査（ファスト・トラック制度適用案件）

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 業務の目的・内容に関する事項

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

別紙1 自然条件調査仕様書

別紙2 プロポーザル評価配点表

別添 現場周辺図

本指示書は独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が実施する標記無償資金協力事業案件のうち、被援助国政府が民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）と契約を締結し、コンサルタントに実施させる業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。機構は選定の結果を踏まえて、標記案件実施のために締結予定の贈与契約（G/A）に基づき、実施機関である相手国政府機関に対して同業務を実施するコンサルタントとして推薦する予定です。従って、業務内容については、相手国政府との協議を経て最終化されます。

なお、本指示書の第2章「業務の目的・内容に関する事項」、第3章「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

2025 年 4 月25 日
独立行政法人国際協力機構
資金協力業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称: バヌアツ国向け「地震の影響を受けた主要経済インフラの緊急復旧計画(包括方式)」に係る調査(ファスト・トラック制度適用案件)
- (2) 業務内容: 「第2章 業務の目的・内容に関する事項」及び「第3章 業務実施上の条件」のとおり
- (3) 適用される契約約款: [無償資金協力事業のコンサルタント契約](#)が適用されますが、本競争における見積もりについては、以下のとおりです。
- (○)「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。(全費目課税)
- ()「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)
- (4) 契約履行期間(予定): 2025年6月 ～ 2026年1月
「第2章 特記仕様書案」も参照してください。
- (5) ランプサム(一括確定額請負)型
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行います。

2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
資金協力業務部 実施監理第四課 gltm4@jica.go.jp
- (2) 日程

本公募の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	第一回 質問締切	2025年5月9日(金)12時00分まで
2	質問への回答	2025年5月12日(月)
3	第二回 質問締切	2025年5月14日(水)12時00分まで
4	質問への回答	2025年5月15日(木)
5	提出締切	2025年5月19日(月)12時00分まで
6	選定結果通知	2025年5月30日(金)

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

してください。

URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 共同企業体の結成並びに補強の可否

1) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし
ます。なお、指名停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

2) 補強の可否

業務主任者(総括)については補強を認めません。

3) その他

- ① 外国籍人材の活用を認めます。ただし、業務主任者を除きかつ現地業務に従事する
業務従事者数及び国内作業を含めた全体の業務従事人月のそれぞれ4分の1を超え
ない範囲において認めます。
- ② 指名停止期間中のコンサルタントとの再委託契約は認めません。
- ③ 共同企業体構成員及び補強として参加している社との再委託契約は認めません。

(注) 共同企業体の結成にあたっては結成届を、補強にあたっては国内作業のみに従事する業務
従事者も含めた同意書をそれぞれプロポーザルに添付してください。

4. 企画競争説明書に対する質問及び回答

(1) 質問提出期限

1) 提出期限: 上記2. (2) 参照

2) 提出先 : 資金協力業務部 実施監理第四課 gltm4@jica.go.jp

(注) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (2) 日程の期日までに以下のJICAウェブサイトに掲載します。

(URL: https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/Public_recruitment.html)

5. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限: 2025年5月19日(月)12時00分(上記2. (2) 参照)

(2) 提出方法

下記提出先までメールでご提出ください。

提出先: 資金協力業務部 実施監理第四課 gltm4@jica.go.jp

1) プロポーザル

電子データ(PDF)での提出とします。

2) 本見積書及び別見積書、別提案書

- ① 本見積書、別見積書(第3章4. (2)に示す項目が含まれる場合のみ)、及び別提案書

(第3章4.(1)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)はパスワードを設定したPDFファイルとして提出してください。

- ② 別見積については、「第3章4.(2)別見積について」のうち、1)の経費と2)～3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください(ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。

(3) 提出書類

プロポーザル・見積書・別見積書

(4) 留意事項

- 1) 指名されたコンサルタントが辞退を希望する場合には、上記期限までに辞退届を提出して下さい。

2) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- ① 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- ② 提出されたプロポーザルに記名押印がないとき
- ③ 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- ④ プロポーザル提出者(共同企業体構成員を含む)がコンサルタント登録されていないとき
- ⑤ 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- ⑥ 機構が定める「契約競争参加資格者指名停止等措置細則」(平成16年細則(調)第18号)に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき(なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第7.2による審査結果の通知前に指名停止を受けたものを含みます。)
- ⑦ 虚偽の内容が記載されているとき
- ⑧ 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

6. プロポーザルの評価

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。

また、第3章4.(1)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポ

一ザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、見積額の開札は行いません。

2) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点: 最低見積価格 = 100点

② 価格評価点: (最低見積価格 / それ以外の者の価格) × 100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.(1)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額: 価格評価点 = 100点

それ以外の見積額(N): 価格評価点 = (上限額 × 0.8 / N) × 100点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90:10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 推薦対象コンサルタントの決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を推薦対象コンサルタントとして決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

7. 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で選考審査の上、2025年5月30日(金)までに採用プロポーザルを決定し、各プロポーザル提出者に採否を通知します。

8. その他

- (1) 機構が貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。また、プロポーザル提出時に必ず返却して下さい。
- (2) プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。
- (3) プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。
- (4) 不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。
- (5) プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して指名停止措置を行うことがあります。
- (6) プロポーザルの作成にあたっては、以下の資料等をご参照下さい。
 - 1) 「プロポーザルの作成要領」
 - 2) JICAホームページ(<http://www.jica.go.jp>)の「調達情報」中「コンサルタント等の調達」
- (7) 本件受注コンサルタント(JV構成員及び補強を含む。以下「受注コンサルタント等」という。)は、本調査の結果に基づき日本国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計管理契約以外の役務及び財の調達から排除される(その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される。)見込みです。

第2章 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

2024年12月17日、バヌアツ共和国（以下、「バヌアツ」という。）の首都ポートビラ西方沖においてマグニチュード7.3の地震が発生し、死者14人、負傷者200人以上の人的被害の他、道路、橋梁、公共施設、教育施設等の基礎インフラに大きな被害が生じた。中でも、中心市街地と国際空港を結ぶ唯一の幹線道路に架かるタガベ橋は、当面は応急工事により通行可能となっているものの、橋台背面の路面陥没、主桁コンクリート剥離、橋台周辺に地滑りの亀裂等が発生し、総積載量制限（40トン）及び通行時の速度規制（時速20km）とする対応を取ることがインフラ・公共事業省（MIPU: Ministry of Infrastructure and Public Utilities）から発表されており、早急な修繕が必要となっている。その他、重要インフラへの被害としては、ポートビラ港のラペタシ埠頭及びメイン埠頭が損傷するとともに、両埠頭へのアクセス道路が斜面崩壊により寸断され、貯水槽が被災するなど広く被害が発生した。その他、過去に無償資金協力で整備したバウアフィールド国際空港ターミナルビル及びビラ中央病院においても軽度な損傷が発生している。

バヌアツ政府は、国家災害対策局（NDMO: National Disaster Management Office）が主導する形で緊急対応に当たるとともに、災害状況や復旧復興ニーズの迅速な情報収集を行い、同年12月27日、被災状況及び復興ニーズの概要をセクター別に整理した「復興強靱化計画（Earthquake Recovery and Resilience Plan）」を発表。優先事項として基礎インフラの復旧に関する緊急対応の必要性を強調した。また、我が国は緊急援助物資の供与や災害医療情報マネジメントに関する支援に加え、翌年1月5日～31日にかけて現地に調査団を派遣し、被災状況の把握や迅速な復興支援の検討、他ドナーのとの調整を実施し、MIPUとJICAの共催で「より良い復興（Build Back Better）セミナー」による調査の進捗報告及び日本の地震災害の経験を共有した。また、インフラ・公共事業省及び土地・天然資源省から要請を受け、3月に「経済社会開発計画」による地震からの復旧活動を進める上で必要となる瓦礫やには土砂の除去及び道路整備、給水活動や井戸掘削に活用される機材の供与を決定した。

加えてバヌアツ政府は、JICA調査団との間で複数の復旧事業について協議した経緯を踏まえて、「復興強靱化計画」を通じて中長期的なより良い復興の実現のため、タガベ橋などの重要インフラの復旧並びに公共施設（空港・病院）の補修につき我が国に支援を要請した。

なお、他の援助機関の地震被害への対応としては、ニュージーランドが被災した建築物の取壊しや専門家派遣により、補修補強等を判断する調査や中央商業地域の地質調査、海岸沿い区域及び中央市場の補修を実施中であり、教育施設の再建も実施予定。豪州は、地滑りに関する調査、被災した建物、道路・橋梁の被害状況及び復旧復興に向けた調査を実施。また、エファテ島全体の道路補修を実施しており、5月に港湾アクセス道路の復旧に向けた土砂の撤去や地滑り対策に関する支援を開始予定。中国は過去に支援・建設した建築物の被害状況等について調査を実施し、それらの建物の改修・再建を実施予定。また、UNICEFが被災した学校の仮教室となるテントの供給支援を実施している。

2. 事業の概要

(1) 事業概要

①事業の目的

本事業は、地震の被害を受けたタガベ橋を含む社会基盤インフラの緊急復旧及び必要な機材の調達を行うことにより、国内幹線道路における安全で滞りない往来と物流を図り、もって脆弱性を克服した持続可能な経済成長の基盤強化に寄与するもの。

②事業内容

施設、機材等の内容

【施設】タガベ橋の耐震性を確保した設計・建設（長さ 20m×幅員 10m 程度）、迂回路の耐震性を確保した設計・建設（迂回路上の新設橋梁：長さ 40m×幅員 10m 程度、アプローチ道路 500m 程度）、空港・病院の簡易補修
※記載している橋梁及び道路の規模はあくまで想定であり、調査を通じて決定するものとする

【機材】橋梁等インフラ点検に必要な機材（橋梁点検車、路面性状調査車、ポールカメラ、ドローン等）

③対象地域（サイト）

エファテ島タガベ橋及びその周辺地域

バウアフィールド国際空港ターミナルビル

ビラ中央病院

(2) 事業実施体制

事業実施機関：インフラ公共事業省（MIPU：Ministry of Infrastructure and Public Utilities）公共事業局（PWD：Public Works Department）、保健省（Ministry of Health）

3. 業務の目的

包括方式（施設・機材等調達方式）の無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、人的・技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、実施機関と合意し、合意した内容に基づき詳細設計を行い、入札図書案を作成する。設計の各段階において事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、バヌアツ政府から要請のあった「地震被害を受けた社会基盤インフラ緊急復旧計画（The Programme for Emergency Rehabilitation of Social Infrastructure Affected by the Earthquake）」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において JICA がバヌアツ側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

なお、本業務は上記包括方式の無償資金協力の実施を前提としており、迅速な実施に向けて、協力準備調査を実施せずに事業実施の検討が進んでいることを踏まえ、概略設計、詳細設計及び入札図書案の作成を含んでおり、JICA は公募を通じてコンサルタントを選定した後、同コンサルタントを当該無償資金協力事業におけるコンサルタ

ントとしてバヌアツ側に推薦する予定である。当該業務は、選定されたコンサルタントが先方政府実施機関との契約により実施し、その費用は無償資金により賄われる想定である。

見積作成に際しては、概略設計から詳細設計・入札図書案までを範囲として提出し、入札支援及び施工監理業務については、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」及び補完編を参照すること。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法、調査項目

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案する。

(2) 現地調査の実施方法

本調査においては、①設計条件の検討に必要な調査、協議、情報収集を行うための第1回現地調査、②概略設計の説明及び合意を含む報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための第2回現地調査、③合意した内容に基づく詳細設計の説明及び合意を含む入札図書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための第3回現地調査、の3回の現地調査を予定している。なお、それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を各一週間程度参加しバヌアツ側との協議を実施する予定である。

(3) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で日本側関係者が出席する会議を開催し、随時関係者と内容を確認・協議する。

(4) 類似案件の情報収集及び既存資料の活用と過去の案件の確認

「1. 事業の背景」に記載のとおり、他の援助機関も地震復旧対応を実施中・実施予定であるため、これらの設計資料で本事業に関連するものや、バヌアツ政府が実施した交通量調査や自然条件調査、土地利用条件等の類似した事業に関する設計資料を収集するとともに、実施機関の類似事業担当者や関係するコンサルタントに設計・施工時の課題、問題点、解決方法等について確認し、これらの情報を計画に反映させる。本業務で入手した設計資料は、本事業の設計・計画内容（設計条件とアウトプット）と横並びで比較し、報告書に反映させるものとする。

また、我が国が実施した無償資金協力「ビラ中央病院改善計画」（2012年6月E/N、G/A締結）や有償資金協力「ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備事業(2)」（2015年7月E/N、L/A締結）、実施中の無償資金協力「テオウマ橋災害復旧計画」（2019年E/N・G/A締結、2023年追加贈与）のコンサルタント・施工業者から情報収集を行うとともに各種調査報告書等の既存資料を十分活用し、調査を効率的に実施する。

(5) 調査基本方針

- ・調査対象のタガベ橋は、2024年12月17日ポートビラ西方沖の地震により被害を受けたものであることから、BBB（ビルド・バック・ベター）として今後起こり得る地震及びサイクロン災害等に耐えうる橋梁とする。

- ・タガベ橋架け替えに伴い必要となる迂回路（橋梁を建設を含む）は工事完了後撤去せず、新設の道路・橋梁として基本的に同国の法規を満たし長期の供用に耐えうるもの（通水能力、活荷重、耐震性等）とする。また、用地の所有権についても十分確認を行う。

- ・橋梁等インフラ点検に必要な機材は、現在の橋梁及び幹線道路の維持管理方法、点検・補修に必要な機材に係る実施機関の維持管理能力、機材活用の持続可能性を勘案して選定する。

- ・バウアフィールド国際空港ターミナルビル及びビラ中央病院が簡易補修程度を想定しているが、現時点での優先度は上記3点よりは劣後するため、調査を通じて実施の可否を判断する。

（6）タガベ橋復旧計画

本調査を通じてバヌアツ側との協議で設計条件を決定し、BBB（ビルド・バック・ベター）として地震や洪水を考慮した最適の橋梁計画を検討する。耐震性能については今後の同国における橋梁建設において参照されることも想定し、耐震基準の設定や設計手法についてはバヌアツ側と協議のうで定める。日本の耐震設計手法を用いる場合には、必要に応じて他国（ニュージーランド等）の耐震設計手法での確認を行うことでバヌアツ側の設計に対する理解を高める。

洪水については、必用あれば氾濫解析を行う。

上記検討にあたっては、建設費及び維持管理費に十分配慮する。また、緊急復旧事業として急速施工等、早期完工に資する方策の導入を検討する。

（7）迂回路建設計画

JICAが2025年3月にバヌアツ側と行った協議では、タガベ橋の東側に2案、西側に1案の迂回路が提案されている（「別添_現場周辺図」参照）。

バヌアツ側との間の協議並びに現地確認を通じ、その他の迂回路がの可能性も含め、迂回路が建設計画を検討する。同検討にあたっては、用地取得等の社会配慮事項及び建設費、維持管理費に十分配慮する。なお、迂回路がに建設する橋梁及び道路はタガベ橋架け替え時に一時的に利用するものではなく、事業終了後も利用するものとする。また、緊急復旧事業として急速施工等、早期完工に資する方策の導入を検討する。

（8）橋梁等インフラ点検に必要な機材

我が国の無償資金協力事業で建設した（する）橋梁及び道路の点検・補修に必要な機材を選定する。品目・数量の選定に際しては、実施機関が現在保有している機材及びワークショップ等、機材の維持管理に必要な施設・設備の整備状況を勘案する。

なお、機材内容はバヌアツ側が技術的・予算的に無理なく運用維持管理可能な範囲とする。

（9）バウアフィールド国際空港ターミナルビル及びビラ中央病院

過去の我が国の無償資金協力事業で建設した区画の簡易補修を想定しているが、当

該施設の最新の被害状況を確認の上、調査を通じて対象区画を選定するものとする。ただし、優先度は上記（６）（７）（８）よりは劣後するため、調査を通じて実施の可否を判断する。

（１０）再委託調査

本調査では、気象・水理・水文調査、地形測量、地質調査、地盤調査、材料試験、交通量調査、環境社会配慮関連調査、社会状況調査等の再委託調査を可能とする。当該国では委託先が限られ再委託調査手続き、調査自体に時間を要する可能性があることに十分留意し、必要に応じて第三国からの再委託も検討する。

（１１）維持管理

橋梁復旧後の維持管理計画を策定する。同計画はバヌアツ側で持続的に対応可能な内容とするとともに、バヌアツ政府側に適切な予算措置及び維持管理の実施を働きかける。また、供与する橋梁等インフラ点検に必要な機材について、先方実施機関で活用している実績がないため、ソフトコンポーネントにて、橋梁等インフラ点検要領を作成し、技術指導を行う必要性について検討する。

また、過積載車両の通行は橋梁の寿命を縮める大きな原因となることから過積載車両の通行が橋梁に及ぼす影響について先方実施機関に理解を得るとともに、バヌアツ側に対して適切な対応を提案及び働きかける。

（１２）環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月）（以下、「JICA環境ガイドライン」）に掲げる道路、鉄道、橋梁セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断される。また、JICA環境ガイドラインが掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、JICA環境社会配慮カテゴリBに分類されている。このためバヌアツにおける環境社会配慮に係る制度、組織等、調査に必要な事項の確認を行い、環境アセスメント報告書案、住民移転計画案の作成支援などを行う。

特に本件では、事業用地取得を行うことになる可能性が高いため、土地取引に関する慣習の把握を含め実施機関の協力を得て、JICA環境ガイドラインに則った対応が求められている。なお、環境影響評価に要する期間が申請から1年程度要すると想定されるが、関連法規、手続きの全容、各手続きの内容及び所要時間等を十分確認し、必要な支援を実施機関に行う。また、土地あるいは家屋、耕作地の所有状況を調査把握し設計に反映する。

（１３）ジェンダーへの配慮

対象サイトでの調査・設計を進めるにあたり、対象国におけるジェンダー関連の政策・制度やインフラセクターにおける他ドナー事業のジェンダー視点の取組を調査・確認し、その結果を調査結果に取りまとめる。本橋梁の設計・施工においては、女性や子供等社会的弱者への配慮を行うこととする。

また、住民移転が発生する場合は、その影響は男女で異なることが予見されることから、住民移転計画支援において以下の点を考慮すること。

1) 住民説明会におけるジェンダーバランスへの配慮

- 2) 男女双方からのヒアリングを通じた対象地域非影響住民の適切な状況把握
- 3) 寡婦世帯、女性世帯主世帯など、特に脆弱な状況におかれた世帯がいる場合、特別保証措置の検討
- 4) 補償金が支払われる場合、支払方法の検討（男性世帯主が独占し、配偶者に正確な補償金額が伝わらない、世帯が適切に裨益しない等といった事例に対する対応）

（14）施工時の工事安全対策等に関する検討

「ODA 建設工事等安全管理ガイドンス」（2014 年 9 月）（以下、「安全管理ガイドンス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、バヌアツ国での最近の既往調査報告書等や JICA 事務所からバヌアツ国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針及び収集したバヌアツ国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりバヌアツ国の他案件の事例も踏まえた上で必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。特に、工事地点は市街地内であることから、特に工事中の交通の円滑化、交通安全を確保するための計画の作成を施工計画の一部として行うまた、必要に応じてバヌアツ国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA 事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について JICA 事務所を確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず JICA 事務所に報告を行う。

（15）交通安全対策の検討

施工中並びに供用後の道路交通に対する適切な交通安全対策を検討し、設計に反映するものとする。

（16）情報通信技術（ICT）の活用

本調査実施に際し、設計業務等に効果的、効率的な情報通信技術（ICT）がある場合には、その活用を検討する。

（17）本邦技術および本邦製品の検討

質の高いインフラの観点から、道路舗装や橋梁（護岸・護床を含む）の設計、施工にあたっては、維持管理やライフサイクルコスト観点で有益な本邦技術（設計技術、部材、施工機材等）の適用を積極的に検討する。

（18）コスト縮減の検討

施工方法、本邦技術の活用等の工夫により工期短縮、効率性の向上、工費圧縮、調達先（スペアパーツの入手先も含む）、ライフサイクルコストの勘案等を検討する。

6. 業務の内容

（1）インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議(第1回現地調査)

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、将来の流量解析及び土質・地質等の地盤調査が準備調査の重要なステップになることを説明し、理解を得ることに留意する。

(3) 事業の背景・経緯の確認

- 1) バヌアツ国の開発計画、道路セクターの開発計画等の上位計画における本事業の位置づけ及び整合性について確認する。
- 2) 本事業要請の経緯と内容を確認する。
- 3) 本事業に関連する我が国、及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容、及び教訓等を確認する。

(4) 事業の実施体制・維持管理体制の確認

事業実施機関である陸運局の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

また、完工後の維持管理を行うのに必要な人的体制、技術力、財務力を有しているか確認する。

(5) サイト状況調査

1) 現橋の状況調査

タガベ橋の損傷状況や添架されてあるユーティリティ等を確認する。損傷状況についてはその原因を可能な限り究明し、その対応策を橋梁設計に反映させる。添架されているユーティリティがある場合にはその対応についてその管理者と協議を行う。本件は迅速性が強く求められる案件であることから、JICAと相談しつつ可能な範囲での日本側による取り込みを検討する。

また、架設地点の周辺状況を踏査し、架設地点や新橋建設時の仮設ヤード等の検討を行う。

2) 迂回路の調査

タガベ橋架け替え時の迂回路の候補について、用地取得要否や道路舗装要否を確認し、橋の架橋位置を検討する。迂回路に建設する橋梁及び道路はタガベ橋架け替え時に一時的に利用するものではなく、事業終了後も長期的に利用することを前提として検討する。

3) 橋梁・道路維持管理に係る調査

MIPUの橋梁・道路維持管理に係る保有機材及び実施体制を調査する。

4) ビラ中央病院の状況調査

ビラ中央病院の損傷状況を調査する。

5) 空港ターミナルビルの状況調査

空港ターミナルビルの損傷状況を調査する。

(6) 自然条件調査

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、橋梁建設予定箇所において、別紙1に示す自然条件調査を行う。自然条件とは、気温、湿度、降水量、対象橋梁付近での水理・水文、災害履歴、地形測量、地質調査、地盤調査（ボーリング調査を含む）、材料試験などが含まれる。本件については、再委託にて実施することを認めることとし、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要なと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

なお、ボーリング調査は出来る限り橋台・橋脚の施工位置にて行い、支持層を十分な精度で想定すること。

(7) 環境社会配慮

JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成するとともに、先方政府の定める環境社会配慮手続きを確認し、必要な追加調査・検討を行い EIA/IEE 案としてまとめ、手続きの支援を行う。

なお、以下の環境社会配慮関連調査の補助業務については、現地再委託にて実施することを認める。環境アセスメント報告書に関する主な調査項目は、以下のとおり。

- 1) ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
- 2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ・環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - ・JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
 - ・関係機関の役割
- 3) スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- 4) 影響の予測
- 5) 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- 6) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- 7) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の作成
- 8) 予算、財源、実施体制の明確化
- 9) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

(8) 社会状況調査

橋梁改修による裨益効果を検討するため、以下の項目を調査する。なお、必要に応じて現地再委託も可とする。他にも想定可能な効果的指標とそのために必要な調査項目があれば、プロポーザルで提案すること。

- 1) 対象サイト周辺、住民の住環境の概況、社会インフラ施設（病院、教育施設等）

の分布、アクセス状況

- 2) 現状における対象サイト周辺の渡河状況の詳細
- 3) ネットワークの観点からの便益
- 4) 災害時のライフライン確保の観点からの便益
- 5) 貧困率データ（当該国の貧困率、案件の受益者に占める貧困層の割合）

(9) ジェンダーの視点の確認

設計、工事、運用にかかるジェンダーの視点の検討を行う。

女性のニーズに留意した施設や設備（例：街灯、歩道等の設計において、女性の安全性や利便性にかかる課題やニーズを確認のうえ、反映する）等、利用者の立場からの検討に加えて、施工段階においても、例えば施工段階での男女間の同一労働同一賃金の確保や女性労働者向けのトイレ等労働環境整備等、積極的に議論、導入に努める。

(10) 交通量調査と将来交通量推定

対象地域の交通状況の把握、橋梁の劣化には軸荷重が大きく影響することから橋梁設計に必要な累積軸重の算出、将来交通需要予測及び事後評価に必要な基礎データの整理のため、既存の交通情報・データを入手するとともに、適切な交通量調査及び軸重調査を実施する。調査対象は、自動車（車種別）だけではなく、二輪車、歩行者についても必要に応じて調査するものとする。調査については、曜日変動、季節変動、及び橋梁架け替え後の転換交通量を反映できる調査を計画し実施する。また調査結果及び対象地域の開発計画、道路整備計画、インフラ整備計画、および事業効果に影響を与えうる関連事業の確認を行い、将来交通量を予測する。交通量の需要予測に使用するパラメータについては、対象地域の土地利用、広域的な道路ネットワークや道路密度等を十分検討し、安全率を見込んだ適切なパラメータを検討の上、随時 JICA に協議することとする。具体的な調査項目（調査内容、調査手法、数量等）は、コンサルタントがプロポーザルで提案すること。なお、本調査は現地再委託又は調査補助員の活用を認める。

また、SDGs 目標達成のための取組指標として定めている旅客数（人/年）・貨物量（t/年）を把握するため、これらのデータを入手するのに必要な調査も併せて実施すること。

(11) 運輸交通セクターに関連する法令や基準、設計・施工条件の確認、

運輸交通及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件を確認する。施工計画・積算の必要精度を確保するため、バヌアツ側関連機関と十分な協議・調整を行い、施工の条件（作業可能時間、通行止め及び交通規制計画、移設の可否等）を確認・整理する。

(12) 先方政府、他ドナー及び民間事業者等の実施する関連事業の動向、道路・橋梁整備実績、橋梁設計と施工、現況確認、各種教訓の確認

「1. 事業の背景」に記載したとおり、ニュージーランド、豪州、中国、国連が地震からの復旧事業を実施中・実施予定である。本事業に関連する我が国、及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容、及び教訓等を確認する。

道路舗装設計に際して、供用後の予期し得ない損傷を未然に防ぐべく、本指示書参

考資料に挙げた「アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）資金協力事業による道路整備計画のあり方（基礎研究）報告書」（2013年）、「開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査」（2015年）及び「開発途上国における舗装施工監理/管理のあり方に関する調査（基礎研究）」（2016年）を参照するとともに、以下の点に特に留意した設計を行うこと。

- ・ 相手国政府の舗装設計基準の特徴と適用の留意点
- ・ 隣接区間及び周辺道路の舗装設計と供用（損傷）状況
- ・ 大型車交通量と軸重分布
- ・ 過積載車両の取締り及び（過積載車両軸重の）舗装設計への影響
- ・ 路床支持力と地下水の影響
- ・ 我が国のTA法及びAASHTO等の舗装設計法による確認
- ・ 既存舗装の損傷状況、支持力
- ・ 問題土（膨張土、分散性土壌や軟弱土）の有無及び分布状況
- ・ 路面温度と低速重車両、重交通※の影響
- ・ 耐流動性を考慮した路面性能と評価方法
- ・ 路盤排水の必要性、路面排水・地下排水の流域と流末の確認
- ・ 材料事情（骨材、アスファルト、表・基層材、路盤材、現地発生土等の品質）

※重交通：都市内の交差点の近傍のように大型車が連なって走行している交通状態

（13）調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンの技術レベル等）

本事業で必要となる資機材（骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地コンサルタント等から情報を入手した後、必要な調査を効率的に行う。また、必要に応じて材料の品質確認試験を実施し、適切な材料の調達先を検討する。

サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。また、現地のサブコンは限られることから、必要に応じて海外のサブコンについても調査する。

（14）事業内容の計画策定

上記調査及びJICAとの協議踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下、設計・積算マニュアル）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1）計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2）基本計画

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。なお、基本計画に関しては、自然条件調査等を元にしつつ施工および維持管理に

係るコスト等を勘案し、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。

橋梁については、後述「(15) 架橋位置及び橋梁形式の選定」に従う。

3) 概略設計図

4) 施工計画

- ①施工方針
- ②施工上の留意事項
- ③施工区分（先方負担工事との区分）
- ④施工監理計画
- ⑤品質管理計画
- ⑥資機材等調達計画
- ⑦仮設計画
- ⑧実施工程

なお、施工計画の検討にあたっては、必要となる仮設構造物、既存交通への影響評価、交通規制計画、影響軽減対策についても検討する。基本計画についてはバヌアツ側関係機関に十分に説明・協議し、同機関の合意を得た上で、概略設計の対象とする基本計画を決定する。なお、バヌアツ側関係機関への説明は、検討の内容が一方的な提案とならないよう十分な合意形成を行い、実現可能な内容となるよう留意する。

施工監理計画では、概略設計に基づく施工監理方針、施工監理体制、施工監理方法(安全、品質、工程管理)等を記載する。

5) ソフトコンポーネント計画

先方政府関係者と協議の上、本事業完工後の運営、維持管理に係る支援（ソフトコンポーネント）の必要性を検討し、必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画を作成する。

(15) 架橋位置（※）及び橋梁形式の選定

（※）架橋位置の選定は迂回路上にある橋梁を対象に行う。なお、タガベ橋は現橋の位置での架け替えとする。

無償資金協力の橋梁案件において、本邦技術活用の可能性を検討し、コスト縮減、現地事情及び気候風土を踏まえた品質の確保、受注企業のリスク逶減、更に多くの本邦企業の参加（競争性の確保）を促す上で、架橋位置及び橋梁形式の選定は最も重要な課題である。架橋位置及び橋梁形式の選定の際には以下の作業を行い、架橋位置及び橋梁形式の選定結果について先方政府関係者に説明するとともに、それぞれの選定経緯及び理由が明確に読み取れるよう報告書に取りまとめること。

1) 架橋位置及び橋梁形式選定のフローチャートの作成

要請背景や現地状況等を基に、どのような検討プロセスを経て架橋位置及び橋梁形式を選定するかについてフローチャートに取りまとめる。フローチャートについては業務計画書に記載することとするが、現地調査、国内設計作業の各段階で新たに判明した事実を踏まえ、必要に応じて、適宜、見直すこと。

2) 架橋位置及び橋梁形式選定上の前提条件の整理

架橋位置及び橋梁形式選定上の重要な前提条件の整理を行う。河川条件、地形・地盤条件、設計条件、施工条件等を確認し、施工困難な橋梁形式は予め検討

対象から外し合理的、効率的な検討を行う。架け替えるタガベ橋、迂回路上橋梁の2本の橋を設計することになるため、上下部工とも基本構造を共通とすることが設計・施工の合理化につながるのであれば、それについても検討する。

3) 架橋位置・橋梁形式案の検討

前提条件を踏まえ、収集した情報を基に国内解析を実施し、代替案の比較評価を行い、架橋位置案を決定する。また、それに対して想定される径間割り・橋梁形式の代替案を3案程度設定・比較評価し橋梁形式の決定を行う。

なお、橋梁設計の前提条件として架橋位置の決定と径間割は、その後の設計を左右する重要事項であるので、これらの決定根拠を分かり易く示すこととする。一般に架橋位置は橋長を短くすることを重視して決定されるが、その結果アプローチ道路が長くなる、流水空間の阻害あるいは沈下対策が必要となる場合もあるので、総合的な判断のもと最適案を選定する。また橋脚高、スパン割については、気象業務や河川管理を管轄する関係組織との協議をふまえ、必要に応じて気候変動の影響を考慮する。

架橋位置案を決定後、上下部工それぞれについて想定される橋梁形式・径間割案を3～5案程度設定し、経済性（ライフサイクルコスト）、施工性、維持管理面等といった複数の視点から総合的に比較評価を行い、最適な橋梁形式を選定する。なお、比較評価の結果は分かり易く表形式に取りまとめることとする。

(16) 相手国側負担事項の整理

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、施工ヤードの確保、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。また、実施中及び実施済みの無償資金協力事業において免税措置でどのような問題が生じているのか確認するとともに、問題があった場合には本事業での対応策をバヌアツ政府関係者と協議する。

これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。

(17) 税金情報の收集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③資機材の輸入に課される税金や諸費用、④付加価値税（VAT等）、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（または事後還付）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報の確認と情報アップデートについて JICA 事務所と合意する。調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、調査報告書に添付すること。

（18）事業の維持管理計画策定

架け替え後の橋梁の維持管理について、人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法及びプロジェクトの維持管理、更新費用を検討する。

（19）協力対象事業実施に当たっての留意事項

協力対象事業の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

（20）事業スコープ及び設計条件

上記調査を踏まえて、コンサルタント団員滞在中もしくは帰国後国内作業期間中に事業スコープ及び設計条件をバヌアツ側に説明し、合意する。

（21）中間報告書説明（第2回現地調査）

概略設計をバヌアツ側に説明し、合意を得る。

（22）詳細設計・入札図書案の作成

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施し、入札図書案を作成する。概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

（23）事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。

積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。なお、積算審査の要否に関しては別途検討する。

1）準拠ガイドライン

積算にあたっては、上記マニュアルの補完編を参照すること。

2）概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討すること。

（24）最終報告書（案）説明（第3回現地調査）

詳細設計および事業費積算含む事業概要等を取りまとめた報告書案を作成し、バヌアツ側に説明し、合意を得る。

（25）想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理

や軽減策)を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(26) 事業の評価

事業の評価はDAC評価5項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめぐとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標としては、旅客数(人/年)・貨物量(t/年)を想定している。また、災害時のライフライン確保の観点についても適切な定量的指標を検討すること。

(27) 調査報告書(案)の作成

調査全体を通じ、その結果を調査報告書(案)として取り纏め、内容についてJICAと協議する。

(28) 調査報告書(案)の説明・協議

概算事業費を含む上記調査報告書(案)をバヌアツ政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(29) 調査報告書等の作成

バヌアツ政府関係者等への調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集
- 5) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版
- 6) 免税情報シート

7. 成果品等

本業務は無償資金協力事業の本体業務として実施されるが、協力準備調査を実施しないため、協力準備調査に準じて調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(7)から(11)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、先方政府に提出する部数である。なお、先方政府への提出に先駆けてドラフト版をJICAに提供し確認を求めること。

なお、調査報告書はバヌアツ政府のホームページに掲載される想定である。

- | | |
|------------------|--------|
| (1) 業務計画書 | : 英文3部 |
| (2) インセプション・レポート | : 英文5部 |

- (3) 第1回現地調査結果概要 : 英文5部
 - (4) 中間報告書 : 英文5部
 - (5) 第2回現地調査結果概要 : 英文5部
 - (6) 調査報告書(案) : 英文5部
 - (7) 事業費(無償)積算内訳書 : 2部
 - (9) 調査報告書 : 英文(製本版) 10部及びCD-R 1枚
: 和文(製本版) 5部及びCD-R 1枚
: 和文(先行公開版) 3部及びCD-R 1枚
- (※完成予想図、進捗報告書初版及び免税情報シートを含む)
- (10) デジタル画像集 : CD-R 2枚(デジタル画像40枚程度)
 - (11) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版
 - (12) 免税情報シート

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (7) については設計・積算マニュアル補完編を、その他については無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドラインを参照することとする。

注3) 調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費を記載しない報告書として調査報告書(和文:先行公開版)を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月)」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：類似プロジェクトの経験、対象国（近隣地域・類似地域）での業務の経験

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／橋梁災害対策）格付の目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：バヌアツ国及び大洋州地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程計画（案）

2025年7月より第1回現地調査を行い、国内で水理・水文解析を行い、本件のスコープ、設計条件を定めた上で、概略設計、積算等の国内解析を行い、2025年10月に第2回現地調査を行い、概略設計の説明・合意および詳細設計に必要な調査を行い、2026年1月に第3回現地調査（詳細設計・入札図書案説明）を実施してください。2025年12月までに調査報告書のドラフトレポート、2025年1月までに調査報告書を含む成果品を作成・提出してください。

項目 \ 時期	2025年 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2026年 1月
事前準備								
第1回現地調査 スコーピング 概略設計								
国内作業1 概略設計								
第2回現地調査 概略設計説明 詳細設計								
国内作業2 詳細設計・入札図 書案作成								
第3回現地調査 詳細設計・入札図 書案説明								
国内作業3								
報告書	 IC/R					 IT/R	 DF/R	 FR

(2) 業務量の目途：約 26.1M/M

(3) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任／橋梁災害対策（2号）
- 2) 道路計画／設計／橋梁機材（3号）
- 3) 橋梁計画／橋梁設計1（3号）
- 4) 橋梁設計2（3号）
- 5) 自然条件調査（地形・地質）（4号）
- 6) 自然条件調査（気象・水理・水文）（4号）
- 7) 交通量調査／需要予測（4号）
- 8) 施工計画／調達事情／積算（4号）

9) 環境社会配慮 (4号)

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(4) 配布資料／公開資料

1) 配布資料

以下の資料を業務指示書配布時に併せて配布または貸与します。

- ・無償資金協力要請書
- ・環境社会配慮カテゴリ B 案件報告書執筆要領

2) 公開資料

関連資料として以下の資料・報告書が JICA 図書館及び JICA ホームページにて閲覧可能です。

(ア) 設計・積算にかかるガイドライン等 (以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。)

■ 協力準備調査設計・積算マニュアル (試行版)

■ 同「補完編 (土木分野)」 (2023 年 4 月)

(イ) 環境社会配慮ガイドライン (以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。)

■ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2022年1月版)

(ウ) 気候変動対策ツール (以下「気候変動対策ツール」という。)

■ 気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT: 適応策 Adaptation)

■ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き

(エ) その他

■ JICA 不正腐敗防止ガイダンス

■ 無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

■ コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン (2022 年 10 月)

■ コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン (2022 年 10 月)

■ ソフトコンポーネント・ガイドライン

■ ODA 建設工事安全管理ガイダンス (以下「安全管理ガイダンス」という。)

■ 資金協力事業 開発課題別の指標例 (以下「開発課題別の指標例」という。)

■ 進捗報告・Project Monitoring Report (PMR)

■ JICA グローバルアジェンダ (課題別事業戦略)

JICA 図書館 : <https://libportal.jica.go.jp/library/public/Index.html>

- ・「バヌアツ国エファテ島環状道路テオウマ橋災害修復情報収集・確認調査調査報告書」(2017 年)
- ・「バヌアツ国テオウマ橋災害復旧計画準備調査報告書」(2019 年)
- ・「バヌアツ国ビラ中央病院改善計画準備調査報告書」(2012 年)

- ・「ヴァヌアツ国バウアフィールド国際空港ターミナルビル建設計画基本設計調査報告書」（1988 年）
- ・「アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）資金協力事業による道路整備計画のあり方（基礎研究）報告書」（2013 年）
- ・「開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査（プロジェクト研究）報告書」（2015 年）
- ・「開発途上国における舗装施工監理/管理のあり方に関する調査（基礎研究）」（2016 年）
- ・他の JICA 事業との関係
 - （ア）令和元年度無償「テオウマ橋災害復興計画」（2019 年 E/N・G/A 締結、2023 年追加贈与）
 - （イ）個別専門家「インフラ計画アドバイザー」インフラ公共事業省派遣（2023 年～）
 - （ウ）令和 7 年度無償（P）「経済社会開発計画（地震災害復旧機材）（2025 年 3 月閣議、E/N 締結）
 - （エ）無償「バウアフィールド国際空港ターミナルビル建設施設」（1990 年 E/N・G/A 締結）
 - （オ）無償「ビラ中央病院改善計画」（2012 年 E/N・G/A 締結）

（5）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィジー事務所、在フィジー日本大使館等などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

（6）JICA からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

1）第 1 回現地調査

- ・団員構成：総括、計画管理、環境社会配慮審査
- ・調査行程：約 7 日間
- ・目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本調査方針および無償資金協力制度を確認し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

2）第 2 回現地調査

- ・団員構成：総括、計画管理
- ・調査行程：約 7 日間
- ・目的：概略設計の説明及び合意を含む中間調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

3) 第3回現地調査（概要説明）

- 団員構成：総括、計画管理
- 調査行程：約7日間
- 目的：詳細設計の説明及び合意を含む調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

（7）現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認めます。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案してください。なお、これら調査については別見積もりとしてください。

- 1) 気象調査及び水理・水文調査
- 2) 地形測量
- 3) 地質調査、地盤調査
- 4) 材料試験
- 5) 交通量調査
- 6) 環境社会配慮関連調査
- 7) 社会状況調査

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2024年10月、2025年3月追記版）」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行ってください。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行ってください。

なお、バヌアツ国内に現地再委託可能な業者がない場合に限り、本邦又は第三国の機関・コンサルタント・NGO等に再委託することも認めます。ただし、本邦又は第三国に再委託する場合はその必要性・妥当性・経済性を十分に検討してください。

（8）調査補助員

また、下記調査は、現地再委託に限らず、調査補助員を活用した直営による実施も選択肢として検討し、最適な方法をプロポーザルにて提案してください。なお、これらの費用は別見積もりとしてください。

- 1) 気象調査、水理・水文調査に係る資料収集等
- 2) 交通量調査の実施または補助、データ整理、分析
- 3) 環境社会配慮調査に係る現地調査、資料収集等
- 4) 社会状況調査に係る現地調査、資料収集等

（9）その他の留意事項

1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを入札支援及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定しています。

入札支援・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される

業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載してください。その際、「プロポーザル作成ガイドライン」の様式－2 および様式－3 を準用した表を添付してください。

2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げません。

3) JICA フィジー事務所への報告

各現地調査往路に業務主任者（又は副業務主任者）は総括団員に同行して JICA フィジー事務所に立ち寄る。この際はもう1名のコンサルタント団員の同行を認めます。

4) 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めてください。本邦から携行するコンサルタント所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとします。

5) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行ってください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとします。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成に係る留意事項

見積書の作成にあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

報酬単価（上限額）については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の別添資料2「報酬単価表」の1.の「(2) 国内業務／国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。

見積書の様式は以下のURLに掲載しています。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html

(1) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出され

た場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

1) 超過分が切り出し可能な場合：

超過分のみを別提案・別見積として提案します。

2) 超過分が切り出し可能ではない場合：

当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

【上限額】150,479,450円（税抜）

※上記の金額は、下記（2）別見積としている項目、及び（3）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（2）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

2) 上限額を超える別提案に関する経費

3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（3）定額計上について

本案件は定額計上はありません。

（4）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（5）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(6) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。
競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(8) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 業務の目的・内容に関する事項」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

「第2章 業務の目的・内容に関する事項」に記載の事項のうち、下記については分けて見積もってください。

1) 現地再委託業務

2) 入札支援・施工監理業務: 「設計・積算にかかるガイドライン等」に基づき積算してください。

以 上

(別紙 1)

バヌアツ国 地震被害を受けた社会基盤インフラ緊急復旧計画準備調査
にかかる自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目

(1) 気象調査及び水理・水文調査

調査目的 : 橋梁設計の検討に必要な地表水・河川水・地下水の特性を把握する

調査位置 : 施工予定箇所とその周辺

調査内容 : ヒアリング・現地踏査等による既存データ・資料の収集、気温・湿度・降水量等の気象記録、周辺利水データ、地下水観測、河川水位、河床変動、流量、流速、災害履歴等

実施方法 : 直営または現地再委託（必要に応じ調査補助員の備上を認める）

成果品 : 観測記録、分析結果等

(2) 地形測量(河川測量を含む)

調査目的 : 橋梁設計および施工に必要な地形や河川の情報及び必要に応じ海底地形情報を把握する

1) 河川測量(必要と判断される場合、水理・水文解析用)

調査位置 : 施工予定区間とその周辺

調査内容 : 平板、基準点、中心線、横断、縦断、河川縦断、河川横断等の各種測量

実施方法 : 直営または現地再委託

成果品 : 地形図、平面・縦・横断図等

3) 道路・橋梁測量

調査位置 : 対象橋梁およびその取付け部

調査内容と参考規模 : ベンチマーク設置（右岸側、左岸側 各 1 ヶ所）

：中心線、横断、縦断、平面、地形等の各種測量
：橋梁部平面・縦断詳細測量(100m×100m、等高線間隔 1m、既存構造物)

実施方法：直営または現地再委託
成果品：地形図、平面・縦・横断図等

4) 迂回路測量

調査位置：迂回路とする箇所
調査内容と参考規模：横断測量(100m×25 断面(20m間隔))
：地形測量(100m×500m等高線間隔 1m)

実施方法：直営または現地再委託
成果品：地形図、横断図等

(3) 地質調査

調査目的：設計および施工に必要な地質の状況を把握する
調査位置：施工予定箇所とその周辺
調査内容：地表踏査、現位置試験を含むボーリング調査(標準貫入試験(1m毎)、室内試験(粒度分布、自然含水比、比重、塑性指数、せん断試験、1 軸圧縮試験))
参考規模：ボーリング調査(35m程度(支持層とみなすことができる地層に到達後必要な長さ追加する)。4 か所程度)、室内試験(20 資料)
実施方法：直営または現地再委託
成果品：柱状図、標準貫入試験結果(N 値)、標本及び写真、試料及び土質試験結果一覧を含む地質調査報告書等

(4) 材料試験

調査目的：概略設計および材料調達計画の策定に際して現地調達材料の適否を判断する
調査位置：材料調達候補箇所
調査内容：盛土材(粒度分布、自然含水比、突き固め試験、液性・塑性限界試験)、骨材試験(物理試験(絶乾密度試験、吸水率試験、安定性試験における損失質量分布、すり減り試験、有機不純物試験)、アルカリ反応試験)、割栗石材質区分試験(圧縮強さによる硬石、準硬石、軟石区分、物理試験(見掛比重試験、吸水率試験、圧縮強さ試験)、コンクリート配合試験(フレッシュコンクリート試験(スランプ、空気量、ブリーディング試験)、硬化コンクリート試験(一軸圧縮試験))
参考規模：盛土材(2 か所)、骨材試験(2 か所)、割栗石試験(適数)、コンクリート配合試験(適数)
実施方法：直営または現地再委託
成果品：試験結果報告書等

(別紙２)

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(30)
(1) 類似業務の経験	18
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(12)
ア) 各種支援体制 (本邦／現地)	9
イ) ワークライフバランス認定	3
2. 業務の実施方針等	(55)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	50
(2) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(15)
(1) 業務主任者の経験・能力	(5)
ア) 類似業務等の経験	2
イ) 業務主任者等としての経験	1
ウ) 語学力	1
エ) その他学位、資格等	1
(2) 業務従事者 (道路計画) の経験・能力	(5)
ア) 類似業務の経験	2
イ) 業務主任者等としての経験	1
ウ) 語学力	1
エ) その他学位、資格等	1
(3) 業務従事者 (橋梁計画) の経験・能力	(5)
ア) 類似業務の経験	2
イ) 業務主任者等としての経験	1
ウ) 語学力	1
エ) その他学位、資格等	1